

り災証明	<b>全壊</b> ~50	大規模半壊 49~40	中規模半壊 39~30	半壊 29~20	準半壊 19~10	一部損壊 9~
------	------------------	----------------	----------------	-------------	--------------	------------

申請ができるお金

●義援金 特別給付 ※6市町のみ

5万円 / 人

窓口 県

●義援金 人的被害

死者・行方不明者

第一次配布分 **20万円 / 人** + 第二次配布分 **80万円 / 人**

(重傷者:10万円 / 人)

窓口 市町

●災害弔慰金 死亡された方のご遺族

生計維持者 **500万円 / 人**

(その他の方:250万円 / 人)

窓口 市町

●災害障害見舞金 精神または身体の障害を受けた方

生計維持者 **250万円 / 人**

(その他の方:125万円 / 人)

窓口 市町

●雑損控除 所得税・住民税が対象

**減免**

(確定申告の際に申請)

窓口 税務署

修理して住む

解体して建設 or 物件購入

解体して賃貸

●義援金 住家被害(全壊)

第一次配布分 **20万円 / 世帯**      第二次配布分 **80万円 / 世帯**

窓口 市町

●被災者再建支援制度 基礎支援金 ※再建の地域は問いません※解体する場合のみ

**100万円 / 世帯** (一人暮らしの方:75万円)

窓口 市町

●被災者再建支援制度 加算支援金 ※再建の地域は問いません

**100万円 / 世帯** (一人暮らしの方:75万円)      **200万円 / 世帯** (一人暮らしの方:150万円)      **50万円 / 世帯** (一人暮らしの方:37.5万円)

窓口 市町

●住宅の応急修理制度

日常生活に必要不可欠な最小限度の応急的な修理

最大 **70.6万円** まで補助

窓口 市町

●公費解体 倉庫や納屋、浄化槽、中小企業の事務所、空家も可能。  
※ブロック塀、擁壁、庭木等は基本不可。

**建物の解体の全額補助**

窓口 市町

●地域福祉推進支援臨時特別交付金 高齢者や障害者のいる世帯等。※住宅再建を行う地域は珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、志賀町、七尾市のみ

家財等支援: 最大 **100万円** (家財50万円+自動車50万円)      家財等支援: 最大 **100万円**

住宅再建: 最大 **200万円** ※住宅再建を行う地域は6市町に限る      住宅再建: 最大 **100万円**

窓口 県

●応急仮設住宅制度

**原則2年間家賃無料**

+ 生活家電\*の購入に対する支援 最大 **13万円 / 戸** (1台最大6万円まで) ※洗濯機・冷蔵庫・テレビ

窓口 市町

●耐震改修補助金

昭和56年以前の建物の耐震改修

最大 **150万円** まで補助

窓口 市町

窓口 住宅金融支援機構

●災害復興住宅融資 高齢者返済特例:60歳以上の方に対して、月々の返済が利息のみ。  
※融資額が300万円超の場合、土地建物に抵当権設定が必要です。

最大 **2,500万円** 借りられる      最大 **5,500万円** 借りられる

●災害援護資金貸付 生活の再建に必要な資金貸付。返済期間10年、利率1.5%。保証人ありの場合は無利子、貸付額は世帯収入による。

世帯主の負傷 あり 最大 **350万円** 借りられる

世帯主の負傷 なし 最大 **250万円** 借りられる

最大 **350万円** 借りられる

窓口 市町

●被災ローン減免制度 災害で借金の返済に困っている場合

預貯金500万円、家財、保険金、各種支援金を手元に残し、ローンの減額・免除の可能性あり。

窓口 各金融機関

り災証明	全壊 ~50	<b>大規模半壊 49~40</b>	中規模半壊 39~30	半壊 29~20	準半壊 19~10	一部損壊 9~
------	-----------	------------------------	----------------	-------------	--------------	------------

申請ができるお金

●義援金 特別給付 ※6市町のみ

窓口 県

**5万円 / 人**

●義援金 人的被害

第一次配布分  
死者・行方不明者 **20万円 / 人** + 第二次配布分 **80万円 / 人**  
(重傷者:10万円/人)

窓口 市町

●災害弔慰金 死亡された方のご遺族

生計維持者 **500万円 / 人**  
(その他の方:250万円/人)

窓口 市町

●災害障害見舞金 精神または身体の障害を受けた方

生計維持者 **250万円 / 人**  
(その他の方:125万円/人)

窓口 市町

●雑損控除 所得税・住民税が対象

**減免**  
(確定申告の際に申請)

窓口 税務署

修理して住む

解体して建設 or 物件購入

解体して賃貸

●義援金 住家被害 (大規模半壊)

住家被害 (みなし全壊:やむを得ず解体した場合)

第一次配布分 <b>15万円 / 世帯</b>	第一次配布分 <b>20万円 / 世帯</b>
第二次配布分 <b>60万円 / 世帯</b>	第二次配布分 <b>80万円 / 世帯</b>

窓口 市町

●被災者再建支援制度 基礎支援金 ※再建の地域は問いません※解体する場合のみ

<b>50万円 / 世帯</b> (一人暮らしの方:37.5万円)	<b>100万円 / 世帯</b> (一人暮らしの方:75万円)
--------------------------------------	-------------------------------------

窓口 市町

●被災者再建支援制度 加算支援金 ※再建の地域は問いません

<b>100万円 / 世帯</b> (一人暮らしの方:75万円)	<b>200万円 / 世帯</b> (一人暮らしの方:150万円)	<b>50万円 / 世帯</b> (一人暮らしの方:37.5万円)
-------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

窓口 市町

●住宅の応急修理制度

日常生活に必要な不可欠な最小限度の応急的な修理

最大 **70.6万円** まで補助

窓口 市町

●公費解体 倉庫や納屋、浄化槽、中小企業の事務所、空家も可能。  
※ブロック塀、擁壁、庭木等は基本不可。

**建物の解体の全額補助**

窓口 市町

●地域福祉推進支援臨時特別交付金 高齢者や障害者のいる世帯等。※住宅再建を行う地域は珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、志賀町、七尾市のみ

家財等支援: 最大 <b>100万円</b> (家財50万円+自動車50万円)	家財等支援: 最大 <b>100万円</b>
住宅再建: 最大 <b>200万円</b> ※住宅再建を行う地域は6市町に限る	住宅再建: 最大 <b>100万円</b>

窓口 県

●応急仮設住宅制度

**原則6ヶ月家賃無料** ※ライフライン復旧宣言から

**原則2年間家賃無料**

+ 生活家電\*の購入に対する支援 最大 **13万円 / 戸** (1台最大6万円まで) ※洗濯機・冷蔵庫・テレビ

窓口 市町

●耐震改修補助金

昭和56年以前の建物の耐震改修

最大 **150万円** まで補助

窓口 市町

●住宅金融支援機構

●災害復興住宅融資 高齢者返済特例:60歳以上の方に対して、月々の返済が利息のみ。  
※融資額が300万円超の場合、土地建物に抵当権設定が必要です。

最大 <b>2,500万円</b> 借りられる	最大 <b>5,500万円</b> 借りられる
-------------------------	-------------------------

●災害援護資金貸付 生活の再建に必要な資金貸付。返済期間10年、利率1.5%。保証人ありの場合は無利子、貸付額は世帯収入による。

世帯主あり 最大 <b>270万円</b> 借りられる	世帯主あり 最大 <b>350万円</b> 借りられる
世帯主の負傷なし 最大 <b>170万円</b> 借りられる	世帯主の負傷なし 最大 <b>250万円</b> 借りられる

窓口 市町

●被災ローン減免制度 災害で借金の返済に困っている場合

預貯金500万円、家財、保険金、各種支援金を手元に残し、ローンの減額・免除の可能性あり。

窓口 各金融機関

り災証明	全壊 ~50	大規模半壊 49~40	中規模半壊 39~30	半壊 29~20	準半壊 19~10	一部損壊 9~
------	-----------	----------------	----------------	-------------	--------------	------------

申請ができるお金

●義援金 特別給付 ※6市町のみ

窓口 県

5万円 / 人

●義援金 人的被害

第一次配布分 20万円 / 人 + 第二次配布分 80万円 / 人

死者・行方不明者 (重傷者:10万円 / 人)

窓口 市町

●災害弔慰金 死亡された方のご遺族

生計維持者 500万円 / 人 (その他の方:250万円 / 人)

窓口 市町

●災害障害見舞金 精神または身体の障害を受けた方

生計維持者 250万円 / 人 (その他の方:125万円 / 人)

窓口 市町

●雑損控除 所得税・住民税が対象

減免 (確定申告の際に申請)

窓口 税務署

修理して住む

解体して建設 or 物件購入

解体して賃貸

●義援金 住家被害 (中規模半壊)

第一次配布分 10万円 / 世帯

第二次配布分 40万円 / 世帯

住家被害 (みなし全壊: やむを得ず解体した場合)

第一次配布分 20万円 / 世帯

第二次配布分 80万円 / 世帯

窓口 市町

●被災者再建支援制度 基礎支援金 ※再建の地域は問いません

100万円 / 世帯 (一人暮らしの方:75万円)

窓口 市町

●被災者再建支援制度 加算支援金 ※再建の地域は問いません

50万円 / 世帯 (一人暮らしの方:37.5万円)	200万円 / 世帯 (一人暮らしの方:150万円) ※解体しない:100万円 (一人暮らしの方:75万円)	50万円 / 世帯 (一人暮らしの方:37.5万円) ※解体しない:25万円 (一人暮らしの方:18.5万円)
----------------------------	--	---

窓口 市町

●住宅の応急修理制度

日常生活に必要不可欠な最小限度の応急的な修理

最大 70.6万円 まで補助

窓口 市町

●公費解体 倉庫や納屋、浄化槽、中小企業の事務所、空家も可能。 ※ブロック塀、擁壁、庭木等は基本不可。

建物の解体の全額補助

窓口 市町

●地域福祉推進支援臨時特別交付金 高齢者や障害者のいる世帯等。 ※住宅再建を行う地域は珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、志賀町、七尾市のみ

家財等支援: 最大 100万円 (家財50万円+自動車50万円)	家財等支援: 最大 100万円
住宅再建: 最大 200万円 ※住宅再建を行う地域は6市町に限る	住宅再建: 最大 100万円

窓口 県

●応急仮設住宅制度

原則6ヶ月家賃無料 ※ライフライン復旧宣言から

原則2年間家賃無料

+ 生活家電\*の購入に対する支援 最大13万円 / 戸 (1台最大6万円まで) ※洗濯機・冷蔵庫・テレビ

窓口 市町

●耐震改修補助金

昭和56年以前の建物の耐震改修

最大 150万円 まで補助

窓口 市町

窓口 住宅金融支援機構

●災害復興住宅融資 高齢者返済特例: 60歳以上の方に対して、月々の返済が利息のみ。 ※融資額が300万円超の場合、土地建物に抵当権設定が必要です。

最大 2,500万円 借りられる

最大 5,500万円 借りられる

●災害援護資金貸付 生活の再建に必要な資金貸付。返済期間10年、利率1.5%。保証人ありの場合は無利子、貸付額は世帯収入による。

世帯主あり 最大 270万円 借りられる	世帯主あり 最大 350万円 借りられる
世帯主なし 最大 170万円 借りられる	世帯主なし 最大 250万円 借りられる

窓口 市町

●被災ローン減免制度 災害で借金の返済に困っている場合

預貯金500万円、家財、保険金、各種支援金を手元に残し、ローンの減額・免除の可能性あり。

窓口 各金融機関

り災証明	全壊 ~50	大規模半壊 49~40	中規模半壊 39~30	半壊 29~20	準半壊 19~10	一部損壊 9~
------	-----------	----------------	----------------	-------------	--------------	------------

申請ができるお金

●義援金 特別給付 ※6市町のみ

5万円 / 人

窓口 県

●義援金 人的被害

死者・行方不明者

第一次配布分 20万円 / 人

第二次配布分 80万円 / 人

(重傷者:10万円/人)

窓口 市町

●災害弔慰金 死亡された方のご遺族

生計維持者 500万円 / 人

(その他の方:250万円/人)

窓口 市町

●災害障害見舞金 精神または身体の障害を受けた方

生計維持者 250万円 / 人

(その他の方:125万円/人)

窓口 市町

●雑損控除 所得税・住民税が対象

減免

(確定申告の際に申請)

窓口 税務署

修理して住む

解体して建設 or 物件購入

解体して賃貸

●義援金 住家被害(半壊)

第一次配布分 5万円 / 世帯

第二次配布分 20万円 / 世帯

窓口 市町

住家被害(みなし全壊:やむを得ず解体した場合)

第一次配布分 20万円 / 世帯

第二次配布分 80万円 / 世帯

窓口 市町

●被災者再建支援制度 基礎支援金 ※再建の地域は問いません

100万円 / 世帯

(一人暮らしの方:75万円)

窓口 市町

●被災者再建支援制度 加算支援金 ※再建の地域は問いません

200万円 / 世帯 (一人暮らしの方:150万円)

50万円 / 世帯 (一人暮らしの方:37.5万円)

窓口 市町

●住宅の応急修理制度

日常生活に必要不可欠な最小限度の応急的な修理

最大 70.6万円 まで補助

窓口 市町

●公費解体 倉庫や納屋、浄化槽、中小企業の事務所、空家も可能。  
※ブロック塀、擁壁、庭木等は基本不可。

建物の解体の全額補助

窓口 市町

●地域福祉推進支援臨時特別交付金 高齢者や障害者のいる世帯等。※住宅再建を行う地域は珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、志賀町、七尾市のみ

家財等支援: 最大 100万円 (家財50万円+自動車50万円)

住宅再建: 最大 200万円 ※住宅再建を行う地域は6市町に限る

家財等支援: 最大 100万円

住宅再建: 最大 100万円

窓口 県

●応急仮設住宅制度

原則6ヶ月家賃無料 ※ライフライン復旧宣言から

原則2年間家賃無料

+ 生活家電\*の購入に対する支援 最大13万円/戸 (1台最大6万円まで) ※洗濯機・冷蔵庫・テレビ

窓口 市町

●耐震改修補助金

昭和56年以前の建物の耐震改修

最大 150万円 まで補助

窓口 市町

住宅金融支援機構

●災害復興住宅融資 高齢者返済特例:60歳以上の方に対して、月々の返済が利息のみ。  
※融資額が300万円超の場合、土地建物に抵当権設定が必要です。

最大 2,500万円 借りられる

最大 5,500万円 借りられる

●災害援護資金貸付 生活の再建に必要な資金貸付。返済期間10年、利率1.5%。保証人ありの場合は無利子、貸付額は世帯収入による。

世帯主の負傷	あり	最大 270万円 借りられる	世帯主の負傷	あり	最大 350万円 借りられる
	なし	最大 170万円 借りられる		なし	最大 250万円 借りられる

窓口 市町

●被災ローン減免制度 災害で借金の返済に困っている場合

預貯金500万円、家財、保険金、各種支援金を手元に残し、ローンの減額・免除の可能性あり。

窓口 各金融機関

り災証明	全壊 ~50	大規模半壊 49~40	中規模半壊 39~30	半壊 29~20	準半壊 19~10	一部損壊 9~
------	-----------	----------------	----------------	-------------	--------------	------------

申請ができるお金

●義援金 特別給付 ※6市町のみ

窓口 県

**5万円 / 人**

●義援金 人的被害

第一次配布分 第二次配布分

死者・行方不明者 **20万円 / 人 + 80万円 / 人**

(重傷者:10万円 / 人)

窓口 市町

●災害弔慰金 死亡された方のご遺族

生計維持者 **500万円 / 人**

(その他の方:250万円 / 人)

窓口 市町

●災害障害見舞金 精神または身体の障害を受けた方

生計維持者 **250万円 / 人**

(その他の方:125万円 / 人)

窓口 市町

●雑損控除 所得税・住民税が対象

**減免**

(確定申告の際に申請)

窓口 税務署

修理して住む

解体して建設 or 物件購入

解体して賃貸

●義援金 住家被害 (準半壊)

第二次配布分 **10万円 / 世帯**

窓口 市町

●住宅の応急修理制度

日常生活に必要不可欠な最小限度の応急的な修理

最大 **34.3万円** まで補助

窓口 市町

●耐震改修補助金

昭和56年以前の建物の耐震改修

最大 **150万円** まで補助

窓口 市町

窓口 住宅金融支援機構

●災害復興住宅融資 高齢者返済特例:60歳以上の方に対して、月々の返済が利息のみ。  
※融資額が300万円超の場合、土地建物に抵当権設定が必要です。

最大 **2,500万円** 借りられる

最大 **5,500万円** 借りられる

●災害援護資金貸付 生活の再建に必要な資金貸付。返済期間10年、利率1.5%。保証人ありの場合は無利子、貸付額は世帯収入による。

世帯主あり	最大 <b>250万円</b> 借りられる (家財に1/3以上の被害がある場合)
世帯主なし	最大 <b>150万円</b> 借りられる (家財に1/3以上の被害がある場合)

窓口 市町

●被災ローン減免制度 災害で借金の返済に困っている場合

預貯金500万円、家財、保険金、各種支援金を手元に残し、ローンの減額・免除の可能性あり。

窓口 各金融機関

り災証明	全壊 ~50	大規模半壊 49~40	中規模半壊 39~30	半壊 29~20	準半壊 19~10	一部損壊 9~
------	-----------	----------------	----------------	-------------	--------------	------------

申請ができるお金

●義援金 特別給付 ※6市町のみ

窓口 県

5万円 / 人

●義援金 人的被害

第一次配布分 20万円 / 人 + 第二次配布分 80万円 / 人

死者・行方不明者 (重傷者:10万円/人)

窓口 市町

●災害弔慰金 死亡された方のご遺族

生計維持者 500万円 / 人 (その他の方:250万円/人)

窓口 市町

●災害障害見舞金 精神または身体の障害を受けた方

生計維持者 250万円 / 人 (その他の方:125万円/人)

窓口 市町

●雑損控除 所得税・住民税が対象

減免 (確定申告の際に申請)

窓口 税務署

修理して住む

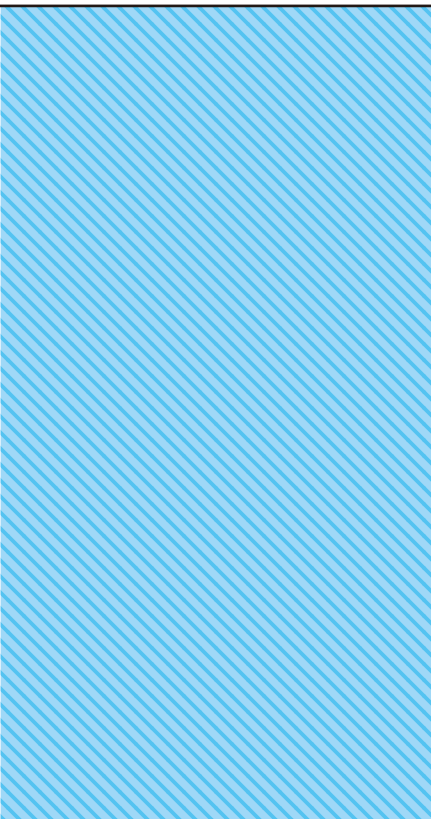
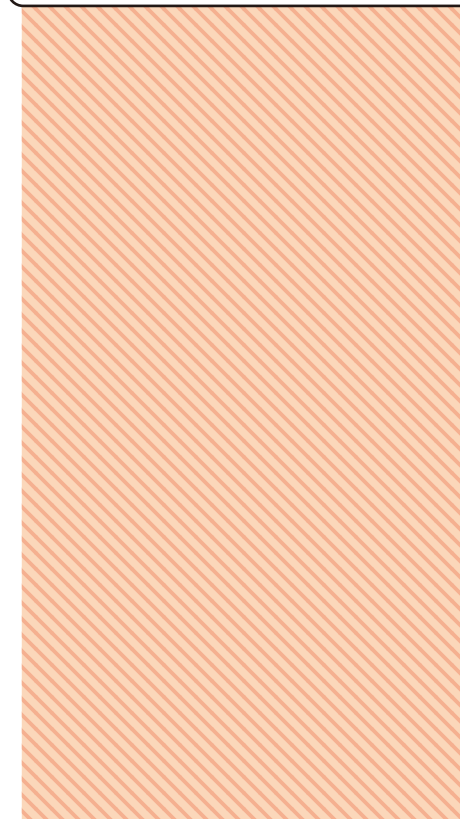
解体して建設 or 物件購入

解体して賃貸

●義援金 住家被害 (一部損壊)

第二次配布分 3万円 / 世帯

窓口 市町



●耐震改修補助金 昭和56年以前の建物の耐震改修

最大 150万円 まで補助

窓口 市町

窓口 住宅金融支援機構

●災害復興住宅融資 高齢者返済特例:60歳以上の方に対して、月々の返済が利息のみ。 ※融資額が300万円超の場合、土地建物に抵当権設定が必要です。

最大 2,500万円 借りられる …… 最大 5,500万円 借りられる

●災害援護資金貸付 生活の再建に必要な資金貸付。返済期間10年、利率1.5%。保証人ありの場合は無利子、貸付額は世帯収入による。

世帯主あり	最大 250万円 借りられる (家財に1/3以上の被害がある場合)
の負傷なし	最大 150万円 借りられる (家財に1/3以上の被害がある場合)

窓口 市町

●被災ローン減免制度 災害で借金の返済に困っている場合

預貯金500万円、家財、保険金、各種支援金を手元に残し、ローンの減額・免除の可能性あり。

窓口 各金融機関